

## 青森・新田<sup>につた</sup>(一) 遺跡

- 1 所在地 青森市大字石江字高間
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15) 六月～十一月
- 3 発掘機関 青森市教育委員会
- 4 調査担当者 木村淳一・松橋智佳子
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代、平安時代～近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(油川・青森西部)

新田(一)遺跡は、青森市西部を東流する新城川の右岸、標高五～七m前後の河岸段丘及び沖積地上に立地する。二〇〇二年度まで調査を実施した東北新幹線新青森駅周辺の土地区画整理事業に伴う範囲確認調査の成果から、二〇〇三年度は三遺跡約二二〇〇〇m<sup>2</sup>を対象に調査を実施した。新田(一)遺跡については沖積地部分を中心に約六一〇〇m<sup>2</sup>を調査した。検出遺構

は、平安時代の土坑二基、平安時代から近代にかけての溝二九条、道二条などである。遺物は、縄文土器・石器、平安時代の土師器・須恵器・擦文土器・砥石、一四世紀後半から一五世紀の青磁・珠洲焼などが出土している。

木簡はいずれも沖積地上で検出された溝SD〇一・SD〇四と、その溝に注ぎ込む形で新たに掘削されたSD〇三から出土した。また、SD〇四からは墨書絵のある木製品が一点、SD〇一と併行する形で流れるSD〇八からは墨痕のある斎串一点が出土している。

SD〇一・〇四は東西方向の溝で、幅二八八cm深さ一一八cm、調査区内での総延長一一二mを測り、調査時の取扱いで下流域をSD〇一、上流域をSD〇四という名称にしている。SD〇一では溝の底部が段状に掘削されており、水流の調整機能などを有するもので、この特徴は併行して流れるSD〇八でも認められている。

木簡は溝の底面から出土しており、荷札状のものは墨痕のない荷札木簡状の木製品(〇三一型式・〇三三型式)とともにブロック単位でまともって出土した。溝の底面の相伴遺物は、一〇世紀後半から一一世紀までの土師器・須恵器・擦文土器などで、木簡以外に檜扇・編物・漆塗り椀・馬形・斎串などが出土している。SD〇四部分から出土した遺物は若干新相を呈しており、曲物容器の中には焼骨(成人と子供の骨)が入っており、蔵骨器としての機能が考えられる。年輪年代分析の結果、SD〇一下層出土資料が一〇三七年・一

〇三八年伐採、中層出土資料が一〇四八年伐採とまとまった年代値を示しており、SD〇四下層出土資料が九四七+ $\alpha$ 年、下層出土の曲物の底板が一〇九〇年という年代値が得られている。

SD〇三はSD〇四に注ぎ込む形で掘削された東西方向の溝で、幅二一五cm深さ七六cm、総延長二三mを測る。流路方向は東から西（他の溝は西から東）で、SD〇一・〇四よりも後に掘削されている。SD〇八はSD〇一・SD〇四と併行する東西方向の溝で、幅二九四cm深さ一三三cm、総延長一三八mを測る。墨痕のある斎串は溝の下層から出土し、共伴する遺物はSD〇一とほぼ同様の土師器・須恵器のほか「西」の刻書のある木器椀などである。水量を調節する段状の部分がSD〇一に比べ多く掘削されているが、SD〇一・〇四とほぼ同位置で蛇行していることから、計画的に掘削された溝であると考えられる。いずれの溝の下層からも主として古代の遺物が出土しているが、遺構面とその上層からは一部中世の陶磁器や珠洲焼なども出土していることから、中世段階でも一部利用された可能性がある。

# 8 木簡の釈文・内容

## SD〇一

(1) [V□□V]

228×31×4.5 031

(2) [V□□] (214)×24×6 039

(3) [V□□] 240×31×7 032

(4) [V□□] 244×29×5 032

(5) [入 入 入] (164)×53×4 019

## SD〇三

(6) 「忌札見知可」 (190)×(47)×6 051

(7) [□□□□] (177)×(12)×6.3 081

## SD〇四

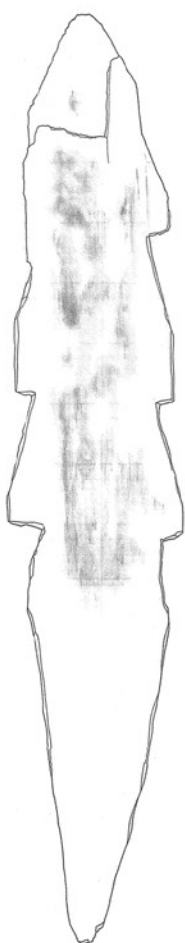
(8) [V□□] (230)×19×6.6 039

## SD〇八

(9) [□□□□] 309.5×57×6.5 065

いずれの資料も墨痕の残存状況が悪い。墨痕が明瞭に残るものは(6)のみで、残りについては墨が流れ消えてしまっている。

(1)は荷札木簡の形態で上端に墨痕が縦方向に一条、横方向に一条



(9)



(5)



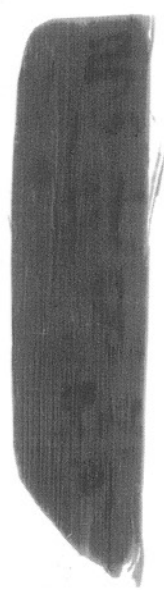
(1)



(2)



(6)



赤外線デジタル  
写真



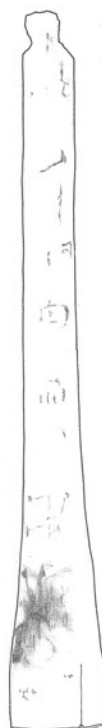
(7)



(8)



(4)



(3)

ある。材質はヒノキ科アスナロ属で、上端の左側縁の一部が欠損しているが、上下端に切り込みを入れ、側縁も丁寧に削られている。(2)は下端が折損しており、上端部は切り込み部分より上が欠損している。墨痕は上端部と下端部に観察される。

(3)(4)は(1)と同一地点から出土した資料で、上端は左右に切り込みが入っており、下端は篋状に幅広に開く。墨痕は上端の切り込みによって切られていることから、形状を作り出す以前に記入された可能性が考えられる。

(5)は表面に柿渋などが塗られた側板状の製品に「入」などが記入された習書木簡で、上端部は欠損している。材質は不明。

(6)はSD〇三の下層から出土した物忌札である。右側縁が欠損しているが、全体形は下端部を尖らせた形状と推定できる。小型で文字の記入部分が下端部の尖らせた部分にも及んでおり、地面に突き刺すなどの機能を果たしたかどうかは不明である。「忌」の部分がやや縦に長くアンバランスで、「札」の傍の部分は横棒が入っている。「見」の部分については擦れて判読は難しいが、かすかに墨痕が観察され、「現」の可能性もある。樹種はヒノキ科アスナロ属で、(1)などと同様の材質である。

(7)はSD〇三の上層から出土した資料で、上下端及び左側縁を欠損している。残存部の上端に墨痕が確認できるが、判読には至らなかった。

(8)はSD〇四の下層から出土した資料で、下端は欠損しており、上端部はやや丸みを帯び長さをもっている製品である。切り込み部分直下から下端側まで薄い墨痕が観察される。

(9)は上端部を尖らせ、縦方向に切り込みを入れており、側縁は卒塔婆状に三段切り込みを入れ、下端部は先を尖らせた形状である。遺物出土時には薄い墨痕が確認されたが、遺物保管時に墨痕は抜けしまった。同様の形態は青森県木造町の石上神社遺跡でも出土しているが、墨痕の確認はなされていない。

本年度の調査区では溝を対象とした調査で、集落の中心である丘陵部分の調査は二〇〇四年度に実施されるため、遺跡の詳細については今のところ明らかではない。しかし、溝の下層から出土した土器の年代や年輪年代測定による結果から、下層の資料については古代を主体とし、上層に混入する陶磁器などから、中世段階でも遺跡としては継続した可能性がある。今後、丘陵部分の調査結果をもつて評価する必要があるが、檜扇や馬形など律令祭祀遺物に類似した製品が古代後期ではあるが、青森で確認されたことは意義深い。

なお、釈読にあたっては、学習院大学の鐘江宏之氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(木村淳二)